

総括審査会会議記録（第 2 号）

令和 8 年 3 月 1 8 日

福島県議会

1 日時

令和8年 3月18日（水曜）

午前 10時30分 開議

午後 2時31分 閉会

2 場所

議 場

3 会議に付した事件

別紙のとおり

4 出席委員

1番 金 澤 拓 哉 君
3番 木 村 謙一郎 君
6番 佐 藤 徹 哉 君
9番 猪 俣 明 伸 君
11番 吉 田 誠 君
14番 山 内 長 君
16番 鈴 木 優 樹 君
18番 江 花 圭 司 君
20番 真 山 祐 一 君
22番 渡 部 英 明 君
24番 大 橋 沙 織 君
26番 山 口 信 雄 君
28番 佐 藤 義 憲 君
30番 高 宮 光 敏 君
32番 伊 藤 達 也 君
34番 橋 本 徹 君
36番 宮 本 しづえ 君
39番 佐 藤 政 隆 君
41番 鈴 木 智 君
43番 安 部 泰 男 君

2番 菅 田 憲 孝 君
5番 石 井 信 夫 君
8番 半 沢 雄 助 君
10番 山 田 真太郎 君
13番 佐々木 恵 寿 君
15番 渡 辺 康 平 君
17番 渡 邊 哲 也 君
19番 鳥 居 作 弥 君
21番 安 田 成 一 君
23番 三 村 博 隆 君
25番 水 野 透 君
27番 佐 藤 郁 雄 君
29番 佐々木 彰 君
31番 水 野 さちこ 君
33番 荒 秀 一 君
35番 大 場 秀 樹 君
38番 山 田 平四郎 君
40番 先 崎 温 容 君
42番 佐 藤 雅 裕 君
44番 三 瓶 正 栄 君

45番 佐久間 俊 男 君
47番 古 市 三 久 君
49番 長 尾 トモ子 君
51番 渡 辺 義 信 君
53番 佐 藤 憲 保 君
55番 宮 下 雅 志 君
57番 瓜 生 信一郎 君
議長 矢 吹 貢 一 君

46番 高 野 光 二 君
48番 宮 川 えみ子 君
50番 満 山 喜 一 君
52番 太 田 光 秋 君
54番 今 井 久 敏 君
56番 亀 岡 義 尚 君
58番 神 山 悦 子 君

5 議事の経過概要

(午前 10時30分 開議)

山口信雄副委員長

この際、私が委員長職務を行う。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総括審査会を開く。

直ちに質問に入る。

通告により発言を許す。

高宮光敏委員。

高宮光敏委員

自由民主党議員会の高宮である。

本日このような総括質問の機会を与えてもらい同会派の皆に感謝する。通告に従い質問に入る。

まず初めに、本県の経済政策についてである。東日本大震災から15年が経過し、復興への歩みは着実に進んでいるものの、様々な課題があるのも周知の事実である。そのような中、今後本県にとって最も重要である経済政策について5つ質問する。

1つ目は、各地域の景況の把握と県内企業支援についてである。長引く物価高や人手不足、最低賃金の大幅な引上げなど、県内の中小企業が厳しい経営環境に置かれている中、県として県内各地域の経済状況を迅速に把握した上で、スピード感を持って支援策を講じる必要があると思う。

そこで県は、各地域の景況をどのように把握し、県内企業の支援につなげているのか。

商工労働部長

日本銀行福島支店等が毎月発表する経済指標に加え、今年度は商工団体等への定期的な調査や各地方振興局による450社を超える企業訪問を通して、県内各地域の企業から幅広く現場の声を聞き、米国の関税措置や最低賃金引上げへの対応などの事業化に取り組んだ。引き続き、現場の様々な声を丁寧に拾い上げ、スピード感を持って県内企業を支援する。

高宮光敏委員

これだけ経済状況が変化すれば各地域で様々な格差が生じていると思う。そのような中で、聞き取り調査は曖昧であり、新たな手法を用いるべきと思うが、どうか。

商工労働部長

現状、地域の実態を即時に確認できる経済指標はない。そのため、各地域の景況の把握に当たっては、現場主義の下、県内企業に直接足を運び、直面する経営課題や県に対する要望等を聞くことが重要と考えている。

高宮光敏委員

2つ目は、地域経済の発展に向けた製造業の支援についてである。本県は東北地方で製造品出荷額第1位を誇るものづくり県である。浜、中、会津の各地域の特色を生かしながら、多くの製造業が事業を展開し、本県のものづくりを支えている。私の地元二本松市を含む県北地域においても、情報通信、電気機械、自動車関連などの大手の工場が立地し、いわゆる地場のものづくりを行う県内の製造業とサプライチェーンを構築している。こうした製造業は本県の地域経済に欠かせないものであり、その発展に向け、しっかりと支援していくことが重要と考える。

そこで県は、地域経済の発展に向け、製造業の支援にどのように取り組んでいるのか。

商工労働部長

本県には特色のある製造業が数多く立地し、各地域の経済と雇用を支えており、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金による工場の生産能力等の強化や関係機関と連携した技術支援、商談会開催等による取引支援を行っている。新年度は新たに、国内最大級の展示会への出展や専門員による販路拡大の支援を行うとともに、地元企業の魅力発信による人材確保の強化など、引き続き地域経済の発展に向け、製造業の支援に取り組んでいく。

高宮光敏委員

3つ目は、地域経済の均衡ある発展に向けた企業誘致についてである。本県経済の活性化には企業誘致が有効な手段であると考えている。県外から新しい企業を呼び込むことは、若者の働きたい場所が増えるだけでなく、地場の企業との新たなサプライチェーンの構築など産業の活性化につながるほか、地域経済の成長、豊かな県づくりにも資するものと考えている。ここで重要なことは、本県の一部だけでなく、浜、中、会津の各地域の経済格差が生じないように進めることである。

そこで知事は、地域経済の均衡ある発展に向け、企業誘致にどのように取り組んでいくのか。

知事

地域経済の均衡ある発展を図る上で、企業誘致は地域の新たな雇用創出や産業振興を後押しする重要な施策である。このため、浜、中、会津の各地域の特色を生かした産業を地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）の基本計画に位置づけ、同法に基づく優遇措置や企業立地補助金等を活用しながら、地域経済を牽引する企業の誘致に取り組んできた。

引き続き、各地域の産業集積等の特色を踏まえ、企業立地セミナー等の様々な機会を通じ首都圏等からの良好なアクセスや産学官連携による充実した支援体制、手厚い補助制度など、本県の優れた立地環境を積極的にアピールする。あわせて、市町村独自の活動とも連携、協調しながら、地域経済の均衡ある発展に向け、企業誘致に積極的に取り組んでいく。

高宮光敏委員

知事が先頭に立って企業誘致することで必ず結果が出ると思う。これからの本県経済にとって企業誘致が重要になるため、よろしく願う。

4つ目は、新規産業の育成・集積についてである。震災から15年目を迎え、国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想の下、福島水素エネルギー研究フィールドや福島再生可能エネルギー研究所、福島ロボットテストフィールドなど研究実証拠点が整備され、県は再生可能エネルギー、水素、ロボット、航空宇宙産業など、新たな産業領域に挑戦してきた。これらは将来の本県をリードする成長産業となる可能性を秘めており、復興と地域経済の活性化につなげていくことが期待されている。

そこで県は、新産業の育成・集積にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

新産業の育成・集積は、本県経済のさらなる発展を図る上で重要であり、産学官連携体制の構築や人材育成、施設整備の助成等を通じ、新産業分野への関連企業の誘致や地元企業の新規参入支援に取り組んできた。新年度は新たに、産業技術総合研究所等が県内企業の開発した技術を評価する取組への支援やドローンサミットの開催等を通じたマッチングの拡充を図ることとしており、様々な施策を県内全域で

展開しながら、新産業の育成・集積に取り組んでいく。

高宮光敏委員

5つ目は、大企業の誘致についてである。地方に大規模な投資を呼び込むことは地域経済に大きな影響を与え、強い経済の実現にも非常に有効である。昨今、全国では工場の国内回帰や、熊本県への半導体企業の工場立地のように世界的に有名な企業の国内進出の動きも見られ、本県にもチャンスがあると思うが、そのためには他県に負けないよう積極的に誘致に取り組むことが重要である。

そこで県は、大企業の誘致にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

これまで輸送用機械や医療機器等の裾野が広く経済波及効果が高い産業を中心に誘致に取り組んでおり、平成23年以降、34社の大企業が本県に立地した。

引き続き、企業立地セミナーや企業訪問等を通じた本県の優れた投資環境や支援制度のPR、市町村が実施する工業団地の適地調査や基本計画等作成への支援、関係機関における産業界のニーズに即した教育訓練や研修による人材育成などを行うことにより、大企業の誘致に取り組んでいく。

高宮光敏委員

これから大企業誘致のチャンスがあるため、引き続き尽力願う。

次に、社会資本の整備についてである。社会資本の整備は地域経済の発展に直結しており、今後さらに必要性が増すと考え、3つ質問する。

東日本大震災から15年が経過したが、避難地域の復旧・復興事業は道半ばであり、県は第3期復興・創生期間以降も引き続き復興を支える社会資本の整備を進めていく姿勢を示している。また、本県は東日本大震災以降も令和元年東日本台風をはじめとする豪雨や大規模な地震、雪崩など県内全域で度重なる自然災害が発生しているため、地域課題を踏まえた防災・減災対策を進めていくことも喫緊の課題となっている。加えて、地域の伝統や文化も取り入れながら、地域活動の礎となる社会資本の充実に取り組むことが、地方創生の推進につながると考えている。

そこで県は、均衡ある県土の発展に向けた社会資本の整備にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

均衡ある県土の発展に向けた社会資本の整備については、震災からの復興はもと

より、気候変動等に伴う自然災害を踏まえた治水対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化に加え、冬期間の凍結、豪雪対策など県民の暮らしを守る防災・減災対策の一層の推進を図るとともに、広域的な物流、交流を支える道路や港湾の整備を進めるなど、県内全域の均衡ある発展に向けた社会資本の整備に計画的に取り組んでいく。

高宮光敏委員

次に、本県は全国で3番目の広さの県土を有し、南北に連なる阿武隈高地と奥羽山脈を境に、会津、中通り、浜通りに分かれており、さらにこの3方部も様々な地形や特色の異なる地域で構成されている。県内各地で発生している自然災害や経済活動の状況を踏まえ、地域の様々な課題の解決に向け、社会資本の整備が求められている。

また、社会資本の整備に当たっては、地元建設業は必要不可欠であり、公共土木施設の維持管理や災害対応も含め、重要な役割を担う地元建設業の育成のためにも、継続的かつ安定的な取組が必要となっている。

そこで県は、各地域の課題を踏まえた社会資本の整備にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

各地域の課題を踏まえた社会資本の整備については、通学路の安全確保に必要な事業を進めるほか、生活道路等における渋滞対策や擦れ違い困難箇所の解消、老朽化する橋梁等の長寿命化対策に加え、積雪地域の消融雪施設の充実を図るとともに、市街地等の河川堤防整備や河道掘削により豪雨災害に備えるなど、各地域の様々な課題に応じた事業に継続的に取り組んでいく。

高宮光敏委員

3つ目であるが、県土の均衡ある発展を実現するためには、道路は極めて重要な社会基盤である。これまで道路整備が進んだことをきっかけに企業立地や観光振興が進むなど、まちの姿が大きく変化した地域を見てきた。しかしながら県内の状況は、首都圏、とりわけ東京までの移動に時間を要するなど、いまだ地域によって利便性に差があり、特に会津地方においては道路整備が十分に進んでいない地域もあることから、地域間の連携を強化し県全体の活力を高めるためにも、道路整備をより一層進めるべきである。

そこで県は、県土の発展に向けた道路ネットワークの整備にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

県土の発展に向けた道路ネットワークの整備については、生活圏相互や県外との連携、交流の強化を図るため、基幹的な道路等の整備を進めている。引き続き、県土の骨格をなす6本の連携軸の1つ、会津軸を担う会津縦貫道や、基幹的な道路を補完し浜通りと中通りを結ぶ県道いわき石川線の整備を進めるなど、安全で活力ある県土の発展に向けた道路ネットワークの整備に計画的に取り組んでいく。

高宮光敏委員

冒頭に述べたが、社会資本整備は本県の経済に直結している。引き続き尽力願う。次に、地域医療の充実について6つ質問する。

本県は若者の転出超過や出生数の減少などにより人口が減少しているが、高齢人口の増加、出産、子育てなど、県民が安心して医療を受けられるための医師確保が求められている。県として医師確保の様々な取組を重ねてきた中、徐々に成果が現れ始め、医師は増加傾向にあると聞いている。

初めに、県はこれまで医師確保にどのように取り組んできたのか。

保健福祉部長

医師少数県である本県の厳しい状況を踏まえ、県立医科大学の臨時定員増や修学資金の拡充、臨床研修や専門研修の体制強化など様々な対策に取り組んできた結果、国が調査した令和6年12月時点の医療施設の従事医師数が初めて4,000人を超えるなど、着実に成果が現れている。引き続き、県立医科大学や関係機関等と緊密に連携し、県内の医師確保に取り組んでいく。

高宮光敏委員

次に、県内における医師の偏在対策についてである。医師不足が深刻な状況にある中、県内の医師数が着実に増加していることは今後大きな力になると感じているが、県内における医師の偏在が改めて課題となっている。県内人口が減少する中、都市部と過疎・中山間地域等における医師の偏在が加速すれば、近い将来、住民が安心して暮らすことができる地域が縮小していく懸念がある。

そこで県は、県内における医師の偏在対策にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

これまで医師少数地域への自治医科大学卒業医師の配置や、地域における初期診療に対応できる総合診療医養成の支援などに取り組むとともに、今年度からは僻地医療に専任で携わる県職員医師の配置や、県立医科大学の地域医療支援教員の増員など、医師が不足する地域への派遣体制を強化している。引き続き、各医療圏の地域特性や課題に十分配慮しながら、県内における医師の偏在対策に取り組んでいく。

高宮光敏委員

次に、産科医の確保についてである。これまで定例会で質問の機会があるたびに産科医の確保について質問してきた。県内各地域で安心して子供を産み育てていく上で、産科医療の充実が不可欠であり、そのためには産科医の確保が極めて重要である。一方で、時代が進むにつれ、出産に対する医療の安全確保や周産期死亡率のさらなる低下といった政策課題が生じる中、周産期における安全な医療体制の確保も重要となっている。県ではこれまで、地域からの強い要望を踏まえ産科医の確保に取り組んできたが、依然として産科医が必要であることは変わらない。道半ばであるという認識の下、産科医確保のさらなる取組が必要である。

そこで県は、産科医の確保にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

県内の分娩施設の役割分担と連携により、安全な出産を支える体制を構築するとともに、ふくしま子ども・女性医療支援センターによる県外からの医師の招聘や若手医師の養成などに取り組んできた。さらに新年度からは、産科医等を目指す医学生向けの修学資金を拡充し、産科医の養成・確保対策を強化する。

引き続き、周産期医療体制の充実のため、産科医のさらなる確保に取り組んでいく。

高宮光敏委員

次に、本県では医師の高齢化が進み、地域医療を支えてきた医師が相当数引退することが見込まれている。専門医の養成には基本的に医学部入学から12年以上を要することから、医師確保には先の展望を見据えた対策が重要となる。また国では、高齢者人口が増加し支え手が減少する2040年を見据えた新たな地域医療構想の取組を進めようとしている。本県においても、限られた医療資源の中で地域医療を維持していくためには、引き続き医師の確保対策に取り組む必要がある。

そこで県は、持続可能な地域医療体制構築のため、医師確保をどのように進めて

いくのか。

保健福祉部長

本県の医師確保を進める上で、県全体での確保に加え、地域偏在や診療科偏在、さらには医師の高齢化など、様々な課題に取り組む必要がある。

このため、現在の医師確保計画に基づく取組を着実に進めるとともに、新年度は、より地域や診療科の偏在是正に重点を置いた新たな医師確保計画の策定に取り組むなど、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師の確保に取り組んでいく。

高宮光敏委員

全国的に人口減少に伴う少子化や生産年齢人口の減少が進む中、地域の暮らしを守るため、医療提供体制を維持していくことがますます重要になっている。特に、医療資源の少ない地域においては、都市部の比較的大きな医療機関と診療連携を図るなど、ＩＣＴを活用した遠隔医療を推進することが効率的、効果的な医療提供体制の整備に有効な手段であると考える。

そこで県は、遠隔医療の推進にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

距離が離れている医療機関同士のＩＣＴを活用したＸ線画像診断などの遠隔医療は、医療資源の少ない地域で専門性の高い医療を受診する上で重要な取組である。

これまで遠隔での病理診断や画像診断装置等の整備を支援しており、引き続き、国の医療ＤＸに関する動向を注視しながら、地域の医療ニーズを踏まえ、必要な支援に取り組んでいく。

高宮光敏委員

次に、オンライン診療についてである。ＩＣＴ機器を活用したオンライン診療については、患者の医療機関への移動に係る負担軽減や受診機会の確保に資することから全国的に普及が進んでおり、定期的に通院が必要な患者がオンライン診療を利用することで利便性の向上が図れる等、その優位性が示されてきた。本県においても人的資源が限られている中、地域医療を一層充実させていくため、オンライン診療のさらなる普及促進が必要である。

そこで県は、オンライン診療の普及に向けどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

オンライン診療については、患者の負担軽減や受診機会の確保など、医療アクセ

スの向上に資する取組であることから、全国的に普及が進められている。

本県においても今年度、只見町の診療所と会津医療センターとの連携によるオンライン診療の導入を支援したところであり、引き続き、他県の事例等を参考にしながら、関係機関と連携し、オンライン診療の適切な活用と普及促進に取り組んでいく。

高宮光敏委員

地域医療の充実や医師、産科医の確保については、これまでの様々な取組により成果が現れている。しかしながら、引き続き医師確保、特に産科医の確保について尽力をよろしく願う。

次に、県立高校の在り方について3つ質問する。

初めに、近年少子化や人口減少が進む中で、高等学校の募集定員については、県としても見通しを持って取り組んでいかなければならない。

そこで、今後の県立高等学校における生徒数の見通しを聞く。

教育長

県立高等学校における生徒数については、特に中学校卒業者数が大きく影響している。学校基本調査に基づく中学校卒業者数は令和7年が1万4,773人、現在の小学1年生が中学校を卒業する16年には、1万2,142人を見込んでおり、今後9年間で約2,600人減少する見通しであることから、県立高等学校の生徒数についても同様に減少していくと考えている。

高宮光敏委員

今後も県立高校の定員割れは避けられない状況であり、県立高等学校改革計画策定時の想定を上回る速さで進行する少子化や人口減少に対応していくため、県立高等学校のさらなる特色化を図るべきと思う。

そこで、県立高等学校のさらなる特色化について、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

県立高等学校の特色化については、県立高等学校改革計画の下、県立高校の再編整備等をはじめ、普通科におけるコミュニティ・スクールやコース制の導入、さらには、地域企業との連携による専門的な技術の習得などに取り組んできた。

今後は、新年度開催する学校教育審議会における議論や国の高校教育改革の動向を踏まえ、県立高等学校のさらなる特色化が図られるよう検討を進めていく。

高宮光敏委員

さらなる特色化を進める上では、教員の採用や配置も含め、戦略的に考える必要がある。

そこで、県立高等学校のさらなる特色化につながる教員の採用配置に努めるべきと思うが、どうか。

教育長

教員の採用や配置については、スポーツや芸術の分野などにおける特別選考を導入し、全国や世界で活躍した優秀な人材の確保に積極的に取り組むとともに、全県的な視野に立ち、厳正かつ公平な人事異動に努めながら、教員個々の特性を把握し、その専門性が生かされるよう配置している。引き続き、これらの取組などを通して、県立高等学校のさらなる特色化につながる教員の採用や配置に努める。

高宮光敏委員

県立高等学校の特色化は非常に大事だと思う。今後ともよろしく願う。

次に、今後の福島空港についてである。私はこれまで福島空港の新たな活用方法について何度か質問してきたが、この場でも質問する。先日発表された令和7年度の利用者数は8年1月現在で23万8,042人と、昨年度と比べて1万5,628名、率にして約7%の増加であった。コロナ禍以降、インバウンド需要の高まりを受け、台湾便が就航したことに加え、来年度はモンゴルや韓国へのチャーター便の運航が予定されており、新たな市場の開拓につながる福島空港国際線ロビーではにぎわいを取り戻しつつある。

一方、財政的にはいまだ約7億円もの赤字が生じているのも事実である。改めて述べるが、福島空港には他県にない大きな可能性が秘められている。例えば、滑走路は他県空港に比べて幅が広く、長さも十分に確保されており拡張性に優れていることに加え、本県のほぼ中央に位置していることから、地理的な利便性も非常に高いという特徴がある。現状のまま旅客需要に依存するだけでなく、新たな活用を積極的に探り、県内全域に経済効果をもたらす福島空港にすべきと思っている。

そのため今後、福島空港リニューアル構想を策定する必要があると思うが、どうか。

観光交流局長

福島空港の多角的な利活用の促進に向け、中部国際空港が積極的に取り組んでい

るビジネスジェット誘致などの先進事例を現地調査してきた。新年度は、航空業界に精通した有識者からの新たな提言を踏まえながら、福島空港アクションプランの改定を予定している。引き続き、官民一体となって福島空港の利活用促進を幅広く検討する。

高宮光敏委員

福島空港は市場開拓のチャンスが生まれる場所になるため、引き続きよろしく願う。

次に、子供の教育について3つ質問する。

まず、県立高等学校における金融教育についてである。この件については数年前に質問したが、現在では高等学校の公民科や家庭科等の授業において、金融機関職員による出前講座が定期的に行われるなど、少しずつ金融教育が始まっていると聞く。成人年齢引下げの観点からも、金融に関する知識や判断力を身につけ、子供が自分の将来を描きながら資産形成やリスク管理の考え方を理解するなど、金融リテラシーの育成が必要である。

そこで県教育委員会は、県立高等学校における金融教育にどのように取り組んでいくのか。

教育長

県立高等学校における金融教育については、金融に関する知識や判断力を身につけ、金融サービスの適切な選択やトラブル回避につなげることが重要である。このため、銀行等が取り組む出前講座を通して資産運用やトラブル防止等への理解を深めるとともに、金融や経済の知識を競う大会に参加するなど、生徒が経済的に自立して豊かな人生を送れるよう、引き続き金融教育に取り組んでいく。

高宮光敏委員

金融教育は本当に必要だと思うため、引き続きよろしく願う。

次に、子供の自主性を育む教育についてである。昨年、私はオランダのライデン大学を訪問し教育現場を視察してきたが、子供の自主性を育む教育に感銘を受けた。変化の激しい多様な社会を生きる今の子供には、他者を尊重する協調性ととともに、自信を持って自ら動き自分で決める自己決定力が不可欠であり、学校教育の中で子供の自主性を育むべきと強く思う。

そこで、公立小中学校において児童生徒の自主性を育むことが大切であると思う

が、どうか。

教育長

児童生徒の自主性を育むには、自発的、主体的に成長、発達する過程を支える教育活動を展開することが重要であるため、各教科の授業をはじめ学級活動や児童会、生徒会活動、学校行事など様々な場面において、児童生徒が自ら考え、判断し、行動できるよう取り組んでいる。今後も教育活動全体を通して、児童生徒の自主性を育んでいく。

高宮光敏委員

最後に、子供が幸福感を持てる教育についてである。現代社会において子供が感謝することの大切さを学ぶ環境は、学校教育やスポーツなどを通してなど多く存在する。しかしながら、本心から幸せを感じた上で、他者へありがたうと言える子供は何人いるのだろうか。常に他者と競争や比較をしていては、幸せを感じにくく、他者と比較しない、自分の中での幸せとは何かを考えさせる教育が必要であると思う。

そこで、公立小中学校において児童生徒が幸福感を感じる教育を行うことが大切であると思うが、どうか。

教育長

児童生徒が幸福感を感じる教育については、自己肯定感を育むことが重要であるため、学校の教育活動全体において、児童生徒が自ら決めたことに挑戦し達成感を得る経験を通して、自分自身のよさに気づくことができるよう取り組んでおり、引き続き児童生徒が幸福感を感じる教育に努めていく。

高宮光敏委員

哲学的な話になるかもしれないが、人間が抱く最も醜い感情は他人を妬むことであると思う。その感情を持ってしまうのは幸福感を持っていないからである。競争社会において、常に他人と比較し、自分にとって何が本当の幸せか分からなくなっている人間が多いと思うが、本県の子供には自分に誇りを持ちながら成長してほしいため、引き続き子供が幸福感をしっかりと持てるような教育を願う。

山口信雄副委員長

これをもって高宮光敏委員の質問を終わる。

(午前 11時12分)

(午前 11時13分)

山口信雄副委員長

通告により発言を許す。

高野光二委員。

高野光二委員

県民連合の高野光二である。

毎年、2月定例会中に3月11日の東日本大震災追悼復興祈念式を迎えるたび、当時の状況を思い出す。大きな被害を受けた故郷の浜通り地区、そして本県の復興のために働く決意を持って県議会へ臨んだ。この原点を忘れることなく活動することを誓い、質問へ入る。

震災から15年という大きな節目を迎え、復興から創生へと着実に進んできた一方、課題もいまだ多く残されており、本県において重要な時期である。今後取り組むべき課題として、人口減少の加速化、地域経済の弱体化、営農再開の遅れ、再生可能エネルギーをめぐる新たな課題及び未来を担う人づくりの教育行政など、依然として山積している。県として10年後、20年後を見据え、方向性や戦略を明確にする必要がある。

そこで知事は、震災から15年を迎え、今後の県づくりにどう取り組んでいくのか。
知事

震災と原発事故から15年が経過しているが、避難地域の復興再生や被災者の生活再建をはじめ、いまだ課題は山積しており、今後も長く厳しい闘いが続くと思込まれる。加えて、急激に進む人口減少への対応も急務となる中、困難な課題を乗り越え持続可能な県をつくるためには、あらゆる主体が連携し、様々な取組を総合的かつ一体的に進めなければならない。その際、羅針盤となるのが、30年先を見据えつつ2030年の将来の姿を掲げた総合計画であり、アクションプランである復興計画やふくしま創生総合戦略の下、一つ一つの取組を着実に進め、その実現を目指していく。県民や、福島に思いを寄せる人との共感の輪を広げながら挑戦を続けていく。

高野光二委員

知事の答弁は、まさに震災からの復興と創生という総合計画の理念に示されていると理解する。

そこで何点か深掘りする。まず経済対策について、本県では若者の県外流出が続き地域経済の弱体化が懸念されるが、本県で働く若い労働力は産業の活力を生み出す原動力であり、活力そのものでもある。若者の県外流出を食い止めるべく、県内企業の魅力を高め、その魅力を若者にしっかり発信するとともに、就職しやすい環境を整える必要がある。

そこで県は、若者の県外流出を食い止めるため、県内就職の促進にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

若者の県外流出を食い止めるため、「感働！ふくしま」プロジェクトにおいて、ポータルサイトのリニューアルにより、県内企業の魅力を広く発信している。新年度は、経営者の意識改革を促すトップセミナーの開催や働き方改革の専門家による伴走支援により、経営理念や職場風土の見直しにまで踏み込み、先導的なモデル企業を創出するなど魅力ある職場づくりを進め、県内就職の促進を図っていく。

高野光二委員

答弁の中で、最も即効性があるものは何か。

商工労働部長

若者の職場に対する思いを酌み取り、意識改革を図ることが重要である。来年度より計画している経営理念や職場風土の見直しに係る伴走支援が効果的な策であると考えます。

高野光二委員

様々な支援があるが、即効性のあるものから取り組んでいくことが若者の定着には重要と思うため、よろしく願う。

次に、農業政策についてである。令和7年産米は需給の逼迫から価格が高騰した一方で、在庫の積み上がりによる8年産米の価格暴落を危惧する声が現場の農家から数多く寄せられている。価格の乱高下は農家の経営見通しを困難にし、営農意欲を減退させる要因ともなる。

また、昨今の米価高騰を背景に、外国産米の輸入が急増したと報道されたが、国民の主食である米こそ外部環境に左右されず、国内生産によって食料安全保障を確

立すべきである。全国4位の米どころである本県には国民への安定供給を担う責務があり、将来にわたり持続可能な稲作経営を維持するためには、安定した所得を支える仕組みが不可欠である。

そこで県は、稲作農家が安心して生産できるよう価格保障の実施を国に求めるべきと思うが、どうか。

農林水産部長

価格保障の実施については、現在国において米政策の見直しを行っているところであり、その検討状況を注視する。

また、農家が安心して生産できるよう、収入保険や農業共済への加入、経営所得安定対策の活用を促進するとともに、国に対し農家所得の向上に必要な予算の確保を求めている。

高野光二委員

米価闘争が盛んであった昭和時代、日本の食料自給率はカロリーベースで38%であった。国民の食料消費量の半分にも満たない状況が今でも続いているため、食料給率を高める政策及び米農家が安心して生産できる政策が必要である。米の価格保障や資材の安定供給を国に求めることはもちろん、県としてはどのような政策が展開できるか。

農林水産部長

米の価格保障等については、生産から流通までに要する費用を積み上げた価格での取引に向け、国が指定した団体が作成する米のコスト指標の検討状況を注視するとともに、農家が安定した生産を行うために必要な予算の確保を国に求める。

また県としては、もうかる農業を実現するため、生産性の向上やコスト削減に向け、農地の大区画化や集積、集約化、スマート農業の導入等を支援していく。

山口信雄副委員長

この際申し上げる。

高野光二委員の質問後、残時間表示器が停止しなかったため、その間の15秒については、次の再開時間を遅らせることで調整するの了承願う。

高野光二委員

農家が安心して生産できる環境を整えるためには価格保障が重要であり、物価高騰が叫ばれる中で、資材や農薬についてもその影響を受けている。これらを踏まえ、

県において支援できることはないか。

農林水産部長

農業経営の安定に資するため、セーフティーネットの確保が重要と考える。県としては収入保険の加入促進のため、新規加入者に対し最初に支払う保険料の3分の1を補助している。

また、全国知事会を通して、農業者の視点に立った収入保険制度の見直しを国に要望しているところである。

高野光二委員

次に、農業担い手の規模拡大についてである。農業者の高齢化が急速に進む中、特に水稻を生産する担い手は、離農する人の農地を引き受けることで作付面積が拡大している。今後、米価の先行きが不透明であるため所得が減少する可能性があり、機械の導入や人材の安定確保に不安を感じるとの声がある。今後も地域農業を維持発展させていくためには、意欲ある担い手の経営規模拡大を進めることが重要であると思う。

そこで県は、農業担い手が経営規模を拡大するために必要な機械の導入をどのように支援していくのか。

農林水産部長

農業担い手の経営規模拡大については、補助事業や各種制度資金により、作業の効率化や省力化に資する機械の導入を支援しているところである。さらに令和6年度からは、県独自に地域農業の将来像を示す地域計画に位置づけられ、大規模化を目指す担い手の機械等の導入経費に対する補助を行っており、引き続き農業担い手の経営規模拡大に向けた取組を支援していく。

高野光二委員

機械導入支援は大変有効な補助事業と理解しているが、農業担い手は機械更新費用の捻出にも苦労している。本来は更新に備える経営が重要であるが、それがかなわない農家も一定数存在する。今後、米価が暴落した場合、機械更新に対する支援策等はないのか。

農林水産部長

農業担い手の機械については、一部の事業において、規模拡大や作業の効率化、流通業者等が求める品質の確保、収量の向上など一定の要件を満たす場合、リース

を含む機械の導入を支援対象としている。

高野光二委員

次に、圃場整備についてである。米価の状況にかかわらず、安定した農業経営を図るためには、水稻と畑作物を組み合わせた複合経営が重要であり、農業者が自らの意思で自由に畑作物を導入できることが必要であるが、現状は水はけの悪い水田が多く、畑作物の導入には適さない状況である。中耕や除草、追肥、農薬の散布を行い、水田を畑地として活用する整備を行うことが必要である。

そこで県は、水田への畑作物の導入に向けた圃場整備についてどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

水田への畑作物の導入に向けた圃場整備については、排水機能の改善や表土の厚さの調整、土壌の改良等を行っており、南相馬市真野地区等では、速やかな給水や排水が可能となる地下かんがいシステムを導入するなど、大豆等畑作物の生産性向上に向けた整備に取り組んでいる。引き続き、農業経営の安定につながるよう、地域で導入する畑作物の特性に応じた圃場整備に取り組んでいく。

高野光二委員

水田を転作するには排水設備の適切な管理が重要であるが、生産者の負担は増すため、何かしらの支援を期待する。

次に、再生可能エネルギーについてである。本県では2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すという目標を掲げ、その導入を推進してきたところである。

そこで、県における再生可能エネルギーの導入状況について聞く。

企画調整部長

再生可能エネルギーの導入量については、令和6年度において、県内エネルギー需要の推計値との比較では59.7%、県内電力消費量との比較では109.4%となっており、引き続き再生可能エネルギー先駆けの地の実現を目指し取り組んでいく。

高野光二委員

次に、福島新エネ社会構想についてである。国や県関係事業者等により策定された福島新エネ社会構想は、本県における再エネのさらなる導入拡大や水素社会実現に向けたモデル構築等に取り組み、新エネ社会のモデルを創出することとしており、

国等と連携した様々な取組が進められている。

そこで、福島新エネ社会構想に基づく、阿武隈地域における送電線や風力発電の整備状況について聞く。

企画調整部長

阿武隈地域における風力発電等については、国と共に整備支援に取り組んでおり、共用送電線は既に完成している。風力発電については、全体で約360MWの整備計画のうち、これまで約270MWの発電所が運転を開始している。残る発電所についても来年度中の完成を目指して整備が進められており、引き続き着実な整備を促進していく。

高野光二委員

約270MWは運転開始しているとのことだが、残りはどれほどか。

企画調整部長

現在の計画では全体で約360MWであるため、残りは約90MWである。

高野光二委員

地元から福島市に来る途中、阿武隈山系に風力発電の風車が見える。その風景から100基以上建つのではないかとと思っているが、どうか。

企画調整部長

整備済みの基数は80基であり、計画全体では108基となる。

高野光二委員

再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、太陽光発電についても出力制御が実施されている。本県では再生可能エネルギーの導入が急速に進む一方で、送電線の容量不足や事業バランスの問題により、太陽光や風力発電の出力制御が増加している。せっかく発電した電気を止めざるを得ない現状は、再生可能エネルギー事業の採算性の悪化や参入意欲の低下につながり、再生可能エネルギー導入促進の観点からも大きな損失であるとする。

そこで、再生可能エネルギーの出力制御を抑制する必要があると思うが、どうか。

企画調整部長

再生可能エネルギーの出力制御については、国において蓄電池の導入支援や、再エネ電気を他地域へ送る地域間連系線の整備などの対策を行っており、県としては、これらが着実に進められるよう国に求めているところである。

高野光二委員

次に、水素社会の実現についてである。福島新エネ社会構想に掲げる水素社会の実現に向けては、様々な分野において水素を利用していく必要がある。こうした中、県内の水素ステーション事業者から燃料電池自動車をさらに普及させる必要があるとの声があるが、県民の身近なモビリティ分野においても水素の活用が十分でないと感じている。

そこで、県はモビリティ分野における水素の利用拡大にどのように取り組んでいくのか。

企画調整部長

モビリティ分野における水素の利用拡大については、水素ステーションの整備と燃料電池自動車の導入を一体的に推進することが重要である。新年度は水素ステーションの整備や運営に対する補助のほか、トラックやバス、乗用車といった様々な燃料電池自動車の導入支援に取り組むなど、引き続き関係者と連携し、モビリティ分野における水素の利用拡大を推進していく。

高野光二委員

県議会の海外行政調査で訪問したドイツでは、国家戦略として水素社会の実現を支援していたため、本県においても次世代エネルギーとして積極的に推進することを期待する。

次に、教育行政についてである。幾度となく教職員の不祥事が繰り返され、県民からの信頼を大きく損なう事態となっている。管理職は教職員個々に教職への誇りを持たせるとともに、危機意識を確実に浸透させ、児童生徒、保護者及び県民の教育に対する信頼回復に取り組むことが求められている。

そこで県教育委員会は、教職員の不祥事根絶に向けどのように取り組んでいくのか。

教育長

教職員の不祥事根絶については、教職員個々に自分事として捉えさせることが重要であるため、新年度から管理職が全ての教職員に対して教育に携わる者としての使命と責任を深く自覚させながら、不祥事の未然防止の基本的事項を書面で確認させた上で、対話を通して危機意識の着実な浸透を図ることとしている。今後とも管理職が率先し、不祥事根絶に全力で取り組んでいく。

高野光二委員

従来の研修中心の対策からどのように改善したのか。

教育長

不祥事根絶に向けては教職員個々との対話が大切であるとする。新年度は教職員一人一人に不祥事防止を意識づけるため、書面で基本的事項の確認を行うとともに署名をさせるほか、管理職との対話を通じて浸透を図ることとしている。

こうした教職員との対話の重要性について、県立学校の管理職に対しては私を含めた教育庁の幹部職員が、小中学校の管理職に対しては各教育事務所長が学校を訪問し、管理職との面談を通して意識づけを図っていく考えである。

高野光二委員

次に、海外の教育現場では、デジタル教科書を導入したものの、様々な観点から紙の教科書へ回帰する動きが見られる。県議会の海外行政調査で訪問したデンマークにおいては、デジタル教材中心の学習が進む中で、読解力の低下、理解が進まない、あるいは記憶の定着などを理由にデジタル教科書から紙の教科書へと回帰したとのことだった。そこで、学習者用デジタル教科書の導入について、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

学習者用デジタル教科書の導入については、現在国において、教科書にデジタルのよさを取り入れることで学びの可能性を大きく広げるため、紙媒体、デジタル媒体、紙とデジタルを組み合わせた媒体の3つの教科書から柔軟に選択することも含め、その在り方について議論が進められている。ニーズに応じて教科書を選択できることは、主体的、対話的で深い学びの実現に資するものであるため、引き続き国の動向を注視していく。

山口信雄副委員長

これをもって、高野光二委員の質問を終わる。

暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1 時 開議)

佐藤郁雄委員長

休憩前に引き続き、総括審査会を開く。

通告により発言を許す。

佐藤義憲委員。

佐藤義憲委員

自由民主党議員会の佐藤義憲である。

早速、農林業の振興について何点か質問する。

福島日本酒はまさに県の誇りである。全国新酒鑑評会において昨年度、金賞受賞数で再び日本一の座を奪還した。それ以前の9年連続日本一という前人未到の金字塔は記憶に新しいが、本県が質の高さにおいて世界に冠たる酒どころであることは、今や国内外に広く知れ渡っている。この輝かしい評価を持続可能な基幹産業へと昇華させるためには、何よりもまず、原料となる酒米の安定供給が不可欠である。

そこで、過去3年間における県オリジナル酒米の生産量の推移を聞く。

農林水産部長

県オリジナル酒米品種である「福乃香」及び「夢の香」の生産量については、農産物検査数量が、令和5年産は1,441 t、6年産は1,621 t、7年産は1,320 tとなっている。なお、7年産が減少した要因は、6年産の主食用米の価格が上昇し、酒米から主食用米に転換されたことなどによるものと考えている。

佐藤義憲委員

今定例会において、酒米の安定生産に関する渡部英明議員の一般質問に対しては、「酒蔵との信頼関係の醸成や連携強化のために実施する意見交換等の取組を新たに支援する」との力強い答弁があった。農家が将来に希望を持ち、安心して酒米生産に打ち込むためには、再生産可能な適正価格での取引がきちんと担保されなければならない。この答弁の真意を、酒蔵と農家が単なる買い手と売り手の関係を超え、対等なパートナーとして中長期的な信頼関係を築くことで、農家のしっかりとした収益を確保を目指しているものと理解し、大いに期待している。

そこで、県は酒米を生産する農家と酒蔵との信頼関係の醸成や連携強化をどのように支援していくのか。

農林水産部長

酒米を生産する農家が、収益を確保しながら酒米を生産し続けていくためには、農家と酒蔵との強い絆づくりを進めることが重要であるため、新年度から新たに、農家と酒蔵による互いの生産現場の視察のほか、酒蔵の求める良質な酒米生産に向けた意見交換や研修会の開催等を支援していく。今後とも、酒米を生産する農家と酒蔵との揺るぎない信頼関係の構築に取り組んでいく。

佐藤義憲委員

先ほど答弁のあった３年間における酒米の生産量について、説明のとおり令和７年産が減産している。主食用米の価格が上昇する中、酒米農家の生産意欲を引き出すのは適正価格での取引しかないと考える。肥料高騰などのコスト上昇分をしっかりと価格転嫁するよう、新年度から新たに開催を支援する意見交換等の場で促すことについて、農林水産部長の考えを聞く。

農林水産部長

適正なコストと営農、生産を続けていくための利潤をいかに積み上げていくか、しっかり意見交換してもらえるよう、県としても支援していきたい。

佐藤義憲委員

本県は日本酒において比類なき実績を誇るが、近年、新たな福島の酒として注目を集めているのが、県内の蒸留所で造られるジャパニーズウイスキーである。現在、国内外でウイスキーの需要が爆発的に高まる中、消費者が求める価値は、その土地ならではのストーリーへと移り変わっている。特に、地元産の原料を用いたオール福島のウイスキー造りは、付加価値の向上のみならず、農業者の新たな所得源としても極めて大きな可能性を秘めている。

しかし、現状では原料となる大麦をはじめ、麦類の多くを海外からの輸入に頼らざるを得ない。今定例会において、我が会派の鈴木智議員の代表質問に対しては、奨励品種に採用された「夏黄金」をはじめとするパン、麺用小麦の振興について答弁があった。これまで気候条件が壁となっていた二条大麦についても、近年ではウイスキー向けの「こはく雪」など、寒冷地での栽培に適し、かつ高い加工適性を持つ品種が育成されている。県内各地の多様な気象条件を生かした麦類の生産振興は、水田のフル活用や転作作物の収益性向上に直結し、将来にわたる攻めの農業への投資になると確信している。生産者と加工業者が顔の見える関係を築き、地域ぐるみ

で福島産を可視化することがブランド価値の最大化につながる。

これらを踏まえ、県はウイスキー製造に適した二条大麦を含む麦類の生産振興にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

麦類の生産振興については、加工業者等の需要がある品種の作付拡大と品質向上に向け、ウイスキー用の二条大麦や中華麺用の小麦の栽培技術実証圃を設置し、排水対策等の基本技術の徹底を図るとともに、生産性の向上に必要な機械の導入等を支援している。今後は新たに生産者と加工業者との連携強化に向けた意見交換の取組を支援するなど、引き続き麦類の生産振興に取り組んでいく。

佐藤義憲委員

今回、福島の酒として、日本酒だけではなくウイスキーに着目したのは、もう1つ深い理由がある。世界的にジャパニーズウイスキーが評価されている大きな要因は、日本固有の木材を用いた樽熟成の妙にある。特に、会津地方を中心に広く自生するミズナラは、ウイスキーに独特のキャラやビャクダンのような気高い芳香を与える極めて貴重な樽材となり得る可能性を秘めており、この豊かな森林資源をウイスキー造りに活用しないのは実にもったいないことである。

また、森林は水源涵養や防災といった公益的機能のみならず、カーボンニュートラル実現の鍵としてその重要性が再認識されていることは、これまでの議会質問でも度々取り上げられているとおりである。さらに近年は、生物多様性の確保への関心が高まっており、林業においても、杉等の人工林を多様な樹種が共存する混交林へと導いていくことによって、生物多様性の確保や森林の有する多面的機能の向上につながると考える。

そこで、人工林の多面的機能の向上について、県の考えを聞く。

農林水産部長

人工林の多面的機能の向上については、水源涵養や木材生産機能など、様々な機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、森林を適切に管理することが重要である。そのため、林道からの距離が近く、生産性が高い林業経営に適した人工林では、伐採後の再生林を促進するとともに、急傾斜地など林業経営の条件が不利な人工林では、林内に自生する広葉樹を育成し、多様な樹種から成る混交林へ誘導するなど、森林の多面的機能の向上を図っていく。

佐藤義憲委員

先ほど述べたとおり、ミズナラなどの広葉樹を育てるなど、本県が多様な森林をつくっていくことは極めて重要である。しかし、現在の杉、ヒノキを中心とした林業現場を見渡せば、苗木代や植栽経費の高騰、さらには深刻な人手不足により、伐採した跡地に再び木を植える杉、ヒノキの更新は十分に進まない事態が懸念される。福島の酒を育む豊かな山々を次世代に引き継ぐためには、従来の杉、ヒノキによる植えて育てる手法一辺倒ではなく、森林が本来持っている自ら再生する力を賢く活用し、初期投資を抑えつつ広葉樹の森づくりを進める柔軟な発想が必要である。広葉樹は材として活用可能となるまで100年単位の時間を要するが、今、種をまかなければ、将来が期待される福島の酒は枯れてしまう。長期的な視点での森づくりが今こそ求められている。

そこで、広葉樹を活用した森づくりを進めるべきと思うが、どうか。

農林水産部長

広葉樹を活用した森づくりについては、人為的な植栽による更新のほか、周辺の森林から飛散した種子や伐採後の根株から発生した芽を成長させるなど、自然の力を生かすことが効果的である。そのため、立地条件や周辺の森林の状況を把握し、それらに応じた広葉樹の更新方法について森林所有者等に指導助言を行うほか、下刈りや不用木の除伐等に係る経費の一部を補助するなど、広葉樹を活用した森づくりに向けた取組を支援していく。

佐藤義憲委員

将来的にオール福島ウイスキーの安定生産を実現するため、産地化に向けた今後の取組に期待する。

話題を若者の育成に移す。

33年前に私が卒業した会津高等学校は、明治の創立以来、「好学愛校・文武不岐」の校是の下、本県のみならず我が国の発展を支えるあまたの多彩な人材を輩出してきた。地域の期待を一身に背負う同校の在り方は、今後の本県における高校教育改革の羅針盤となるべきものである。こうした中、今定例会の宮下雅志議員の代表質問に対する答弁で、令和9年度から同校を普通科・学際領域へと改編する方針が示された。この新たな挑戦を実りあるものとするためには、これまでの取組を十分に検証し、さらなる進化へつなげなければならない。県教育委員会は4年度から

同校に単位制を導入し、併せて医学コースを設置するなど、生徒の夢に寄り添ったきめ細かな指導体制を構築してきた。導入からこれまで、生徒の科目選択の自由度や学習意欲のな変化、また、医学コースでの進路実績など、確かな手応えを感じているはずである。

そこで、改編前のこれまでの取組の検証として、会津高等学校における単位制や医学コース導入の成果について、県教育委員会はどのように捉えているのか。

教育長

会津高等学校における単位制や医学コースの導入の成果については、進路希望に必要な科目を選択し、主体的に学ぶ力を育むとともに、医学コースの取組により、生徒の医療に対する職業観や進路意識の醸成が図られている。特に医学コースにおいては、卒業生の医師や医学部生を招いての講演や懇談会等を通して医学部の受験者数及び合格者数の増加につながっており、引き続き生徒の希望を実現する教育の充実に努めていく。

佐藤義憲委員

県内初の普通科改革であり、新設される学際領域学科は東北初となる会津高等学校の改編は単なる一高校のニュースではない。これは本県が総力を挙げて取り組む子供・若者への投資の象徴であり、極めて画期的な試みである。デジタル技術を駆使し正解のない現代社会の課題に立ち向かう力を養う、こうした学びの場が地域に生まれることは、若者が福島で夢を描き、自己実現を果たすための大きな基盤となる。

しかし、この春に中学3年生となる生徒にとって、先駆的な環境は希望であると同時に前例のない道であり、不安も大きいはずである。だからこそ、学校という枠を超え、県全体が彼らを全力で支え応援しているという熱いメッセージが必要である。内堀知事が提唱しているチャレンジの精神こそ、今、不透明な時代に立ち向かう若者にとって最も必要な資質である。ぜひ、リーダーである知事自らの言葉で魂の震えるメッセージを届けてほしい。

そこで、次世代を担う子供や若者の未来への挑戦をどのように支援していくのか、知事の考えを聞く。

知事

県では、子供・若者の挑戦や希望をかなえる社会の実現に向け、こどもまんなか

プランに基づき、幼小連携の推進、産業人材の育成、地域と連携した探究的な学びの充実など、幼児期から青年期まで切れ目なく、個々の能力向上を図る総合的な施策を展開している。今後とも、子供や若者がそれぞれの特性を伸ばすことができるよう、全力で支援していく。

私はこれまで多くの若い世代と向き合い、直接対話を続けてきた。その際、大切にしていることがある。まず、彼らの目を見ながら、彼らの考えや意見に耳を傾け、共感し、褒めること。次に、一人一人の状況に応じて、私自身の思いを私の言葉で語りかけ励ますことである。未来を担う若い世代がそれぞれの悩み、不安を乗り越えながらチャレンジすることができるよう、これからもこうした対話を続けていく。

佐藤義憲委員

知事は議場では常に冷静沈着で淡々と答弁しているが、うちに秘めた熱いパッションと、福島未来を誰よりも思う強い気持ちがあることを知っている。若い世代が誇りを持ち世界へ羽ばたく未来を、知事と共に作り上げていくことを強く期待して、次の質問に移る。

本県における人口減少の波は、もはや一刻の猶予も許されない状況だが、人口減少をただ嘆くのではなく、限られた資源をいかに有効活用し、誰もが輝ける社会をどのように再構築するか、その視点でいくつか質問する。

まず、公立大学法人会津大学の学生確保策についてである。

18歳人口が急減する2040年問題を見据えると、国内外から優秀な学生を引きつけてきた会津大学も熾烈な椅子取りゲームにさらされる。ICT特化型という唯一無二のブランドを維持しつつ、質の高い学生を確保し続けるための会津大学の取組を聞く。

総務部長

会津大学については、国内初のコンピューター理工学専門大学として、最先端の教育、研究環境を整備するとともに、学生の募集とその広報活動を行う専任教員を配置していることに加え、優秀な学生を確実に確保するために入学者選抜方法を改善するなど、様々な取組を進めている。県としては引き続き、意欲と能力を持った学生を確保できるよう、会津大学の取組を支援していく。

佐藤義憲委員

将来の人口動態を考えれば、大学の募集定員の見直しも避けては通れない。一方

で、現在、都市部の大学では、関係人口の創出を目的に地方自治体との連携が活発化しており、サテライトキャンパス設置のニーズが高まっている。秋田県や奈良県では武蔵野大学や大正大学と連携し、若者の還流につなげている成功例がある。県内でも、福島大学が南相馬市にサテライト拠点を設置するとのことである。本県には会津大学をはじめ、魅力的な県有施設が多数ある。

そこで、都市部の大学の拠点を積極的に誘致することにより、学生間の交流や新たな人の流れを生み出すべきと思うが、どうか。

企画調整部長

まずは大学と信頼関係を築き、本県の魅力や課題を理解してもらうことが重要と考える。現在、包括連携協定を締結している大学に知事等が出向き、特別講義を行うほか、学生を福島に案内するスタディーツアーを実施するなど、相互の関係を深める取組を進めており、こうした活動を通じ、拠点の設置等も含めた大学側のニーズや考えも把握しながら、大学との連携強化に取り組んでいく。

佐藤義憲委員

サテライトキャンパスの誘致は、交流人口から定住人口への転換の特効薬になると考える。内閣府の地方創生推進室では、以前から地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援に取り組んでおり、予算額はあまり多くはないが、令和8年度も概算要求額として1,800万円程度を計上している。このような国の予算を活用しながら県内自治体との協議等を進めてはどうか。

企画調整部長

まずは紹介のあった国の補助金等についてしっかり情報収集したい。これまで大学生事業や復興知事業で多くの大学生が本県を訪れている。そういう意味では、他県と比べて大学との深い関係があるため、様々なニーズを把握しながら対応していきたい。

佐藤義憲委員

今後の幅広い展開に期待したい。

人口減少対策の本質は、特に若い女性が福島で暮らし続けたいと思える環境をいかに構築するかにあると断言する。雇用、教育、社会的価値感が絡み合う中で、若年女性がライフステージに応じて何を望んでいるのか。

そこで、県は人口減少が進む中、若年女性の定着・還流にどのように取り組んで

いくのか。

企画調整部長

これまで実施したアンケートによると、女性の働きやすさや性別役割分担意識などへの関心が高くなっており、こうした結果を踏まえ今年度から、女性を雇用する新規オフィスの立地支援や企業で働く女性の健康づくりの促進のほか、性別に関わりなく共に協力し合う「とも家事」の推進などに取り組んでいる。引き続き、若者や女性の声を丁寧に聞きながら、女性の定着・還流に向けた取組を各部局が連携して進めていく。

佐藤義憲委員

若い女性の定着を阻む要因として、「望む仕事がない」、「働きたいと思える職場がない」との声が根強いが、これは企業側の意識の問題も大きい。ジェンダーアップデートやダイバーシティ・インクルージョンへの対応は、もはや企業の生存戦略である。

そこで、働く女性が能力を最大限発揮できるよう、企業への啓発にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

企業への啓発については、管理職等を対象とした、職場環境づくりの先進的な取組を紹介する研修を実施するとともに、企業自らが実践するための取組についても後押ししてきた。引き続き、関係団体を通じて広報を強化し参加企業の拡大に努めるとともに、好事例を共有できるよう研修内容の充実を図り、女性が能力を最大限発揮できる職場環境づくりが県内企業に広がるよう、啓発を推進していく。

佐藤義憲委員

就業だけでなく、起業、創業の支援も重要である。報道によれば、メタバースを活用した支援プラットフォーム「S h e N e x u s（シーネクス）」が立ち上がり好調な出だしとのことである。

そこで、県は起業、創業を目指す女性の支援にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

起業、創業を目指す女性に対しては、女性の悩みに寄り添う女性の専門家養成や、仮想空間を活用した先輩女性起業家との交流機会の提供を通じたきめ細かな相談対応を行うほか、支援機関による事業計画の磨き上げや初期費用の一部助成等の支援

を行っている。新年度は、仮想空間に販路開拓セミナーの動画等に加え、コンテンツの拡充を図ることとしており、今後も起業、創業を目指す女性の支援に取り組んでいく。

佐藤義憲委員

女性だけでなく若者の視点から、もう1つ質問する。

高校生の地元企業認知度についても課題がある。会津高等学校の生徒から、「地元にある企業のことをよく知らない」、「高度な技術を持つ会社があることも分からない」との生の声を聞いた。

一方、企業側も、高校生に対し自社の魅力や強みを直接アピールする機会がなく、効果的な採用募集活動ができていないという切実な悩みを持っている。このミスマッチを解消しなくてはならない。

そこで、地元企業の魅力を肌で感じ、将来の選択肢として認識できるよう、県は高校生の県内企業の認知度向上にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

これまで高校生に県内企業に対する興味や関心を高めてもらうため、卒業生による社会人講話や仕事の現場を見学する機会を設けてきたほか、SNSを活用し、技術力の高さや職場環境などの情報を発信してきた。新年度は高校における企業との意見交換に保護者が参加できるようにするなど、家庭内で企業の魅力を共有してもらうことにより、県内企業の認知度向上を促進していく。

佐藤義憲委員

今答弁のあった保護者の理解も非常に重要である。さらに、今学んでいる知識が将来の仕事につながることを生徒自身がイメージしやすいよう、進学校に勤める教員にも地元企業の情報は知っておいてほしい。商工労働部、教育委員会のさらなる連携を期待して、次の質問に入る。

最後に、会津地方の命を守る救急医療について質問する。

住みやすいまちの根幹は医療である。広大な面積と峻険な山々に囲まれた会津地方において、救急医療は一分一秒を争う時間との戦いである。高度な治療が可能な三次救急医療機関までの搬送時間に関するデータを持ち合わせていないため、生成AIを活用した。それによると、三次救急までの搬送時間は、会津若松市、喜多方市とその周辺町村を含む比較的平地が多い会津エリアでは30～50分程度だが、それ

以外の奥会津・南会津エリアでは1時間半、あるいはそれ以上の時間を要するという絶望的な数字が出た。これを少しでも短縮するには、既存道路の改良や高規格道路の整備が不可欠である。

そこで、県は会津地方における救急医療機関へのアクセスを担う道路整備にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

会津地方における救急医療機関へのアクセスを担う道路整備については、円滑かつ速やかな搬送を可能とするための道路ネットワークの強化が重要と認識している。このため、救急搬送の要となる会津縦貫道や国道252号など基幹的な道路等の整備を進めてきたところであり、引き続き、搬送時間の短縮につながる道路改良など、会津地方の安全で安心な暮らしを支える道路整備に重点的に取り組んでいく。

佐藤義憲委員

引き続き道路整備をよろしく願う。ただ、少しの工夫で搬送時間を数分短縮できるのであれば、優先整備箇所を特定して投資する考えもあると思うため、救急現場の声に基づいた道路整備も検討願う。

道路整備に代表されるハード事業のほか、ソフト面では救命に関わる人材の育成が必須となるが、県は救急隊員の資質向上にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

救急隊員の資質向上については、消防学校における応急処置等の基礎的な教育訓練や、実際の救急活動に対する医師からの助言や検証等を通じ、救急隊員の専門知識の習得や技能の向上に努めている。加えて、増加する救急需要や業務の高度化に対応するため、救急救命士養成に係る経費の補助や、指導的立場を担う救急救命士の育成に向けた講習会の開催等も進めながら、今後も各消防本部等と連携し、救急隊員の一層の資質向上に取り組んでいく。

佐藤義憲委員

救急隊員の資質向上とともに、緊急性を要する場合などはドクターカーの役割も増してくる。県は、会津地方におけるドクターカーを活用した救急搬送にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

会津地方におけるドクターカーは、会津若松市内の三次救急を担う救命救急セン

ターに配備されており、令和6年度の出動件数は473件となっている。引き続き、ドクターカーの運用に係る経費等を支援するとともに、関係機関との連携を図り、救急搬送におけるドクターカーの適切な運用に取り組んでいく。

佐藤義憲委員

広域救急医療の切り札、ドクターヘリの活用状況に関する県の考えを聞く。

保健福祉部長

現在、本県のドクターヘリは県立医科大学に配備されており、消防機関及び市町村と連携し、県全域を対象として広域的に運用している。令和6年度の出動件数は376件となっており、引き続き、県民の命を守るため、ドクターヘリを効果的に活用していく。

佐藤義憲委員

関連して、ドクターヘリの運航環境についてである。一般的に救急医療の専門機関等のガイドラインでは、迅速な救命活動が可能な望ましい運航距離を半径50～70km圏内としている。それを踏まえ、ドクターヘリの望ましい運航距離について、県の考えを聞く。

保健福祉部長

本県においては、消防機関や救急医療機関等で構成される福島県ドクターヘリ運航調整委員会で協議の上、現在、県内全域を対象に運航している。引き続き、関係機関との協議を通じ、適切に運航していく。

佐藤義憲委員

明確な答弁ではなかったが、次に、会津地方の救急医療の最後の砦であるドクターヘリの体制について質問する。

現在、本県は隣県との広域連携協定により、県境を越えて命を救う高度な運用を維持しており、これまでの執行部の尽力には深く敬意を表する。しかし、現場の視点に立てば、看過できない課題が3点ある。

第1に、重複要請への対応である。本県、隣県ともに機体が運用中の場合、救えるはずの命が待機を余儀なくされるリスクは排除できない。

第2に、運航距離の限界である。先ほど述べた理想とされる運航距離に対し、広大な本県では、構造的に到着までに時間を要する空白地帯が生じてしまう。浜通りには多目的医療ヘリもあるため、空白地帯の多くは会津地方で生じている。

第3に、運航停止のリスクである。昨今、整備士不足により東京都が運航休止を発表するなど、本県の1機体制かつ1つの委託先に頼る運用の危うさが顕在化した。

これまでの広域連携という成果を土台としつつ、県民の安心を揺るぎないものにするためには、もはや既存の枠組みの維持だけでは限界がある。2機目の導入、あるいは民間への補助も視野に入れた、会津地方への新たな拠点配置という次なるステージへ向けた前向きなビジョンを今こそ示すべきではないか。これは単なる2機目の機体配備ではなく、既存の広域ネットワークをより高度に機能させるための戦略的拡充と考えている。

そこで、会津地方におけるドクターヘリ導入の可能性について、県の考えを聞く。
保健福祉部長

会津地方へのドクターヘリ導入の可能性については、ドクターヘリと同様に医師や看護師が同乗し救急現場で早期に治療を開始できるドクターカーのさらなる活用も含め、県救急医療対策協議会や会津・南会津メディカルコントロール協議会などの関係機関と、会津地方の住民が安心できる救急医療体制を検討する中で議論を行っていく。

佐藤義憲委員

ドクターヘリの運営費は1機当たり年間約2～3億円、県民1人当たりの負担に換算すれば僅か100～150円である。ひとしく県民税を納めていながら、居住地によって救急の恩恵に格差がある現状は果たして公平と言えるのか。缶コーヒー1本分程度の負担で全県の命の空白地帯を埋められるのであれば、決して高い投資ではない。

まずは命の平等をどう守り抜くか、これを問題の中心に進める。私はこの質問の準備に1年以上を費やした。きっかけは令和6年の会津医学会主催のシンポジウムで、救命救急センターの医師から、会津地方はドクターヘリの受益率が低いと指摘されたことである。その場にいた誰もが共有したこの危機感は、今や大きなうねりとなっている。現に、会津若松市議会においても2月定例会でこの問題が取り上げられ、市長は年1回の会津地域緊急医療協議会にとどまらず、会津総合開発協議会等のあらゆる場を通じて、会津地方におけるドクターヘリの運用や民間ヘリへの公的支援の在り方を県と協議していくと、かなり前向きに答弁している。

福島県総合計画には、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現が掲

げられている。この理念に照らし、居住地域における命の格差を解消するため、会津地方におけるドクターヘリの戦略的拡充に向け、まずは関係自治体、民間との協議の場を設けることや、幅広く意見交換を行うことから検討してみてはどうか。

保健福祉部長

現在、ドクターヘリ運航協議会においては、市町村、関係医療機関、ヘリコプター運航に関わる国の関係機関等も含めて議論している。本県のドクターヘリは平成20年1月に運航を開始しており、県内のドクターカーについては、そのほとんどがドクターヘリ運航開始以降に整備されたものである。唯一の例外として、会津地方では昭和63年にドクターカーが導入されており、医師と看護師が同乗していち早く救急現場に向かう救命活動を先行して実施していた。令和6年度のドクターカーの出動実績は県全体で622件だが、その76%が会津地方における出動である。確かに、会津地方ではドクターヘリの稼働が少ないかもしれないが、先人たちが先見の明を持って導入したドクターカーが絶大な信頼と実績を誇っている。そういったことも含めて、会津、南会津地方の救急医療体制を考えていきたい。

佐藤義憲委員

先ほど土木部長から、救急医療機関へのアクセスを担う道路整備について答弁があった。ドクターカーの有用性は否定しないが、やはりまだまだ道路整備は途上であり、未整備の地域に対する補助的な役割としてドクターヘリが必要だと考えている。平成20年度から運用開始している本県のドクターヘリは、県議会で初めて取り上げられてから本格的な検討が始まるまで約4年の歳月を要した。今やドクターヘリの有用性は誰もが認めるところであり、本県より面積の小さい都道府県においても2機体制による運用が既に始まっている。

この質問をきっかけに議論が深まり、命の格差を解消するための新たな拠点の配置、あるいは民間リソースの活用といった本県独自の戦略的な救急医療体制の構築が加速することを強く望み、質問を終わる。

佐藤郁雄委員長

これをもって佐藤義憲委員の質問を終わる。

(午後 1時45分)

(午後 1時46分)

佐藤郁雄委員長

通告により発言を許す。

神山悦子委員。

神山悦子委員

日本共産党の神山悦子である。

初めに、知事の憲法認識についてである。

今年に入りアメリカのトランプ大統領は、ベネズエラに続き先月末にイランへの先制攻撃を行ったが、これは明白な国連憲章、国際法違反である。子供を含む多くの民間人が犠牲になっており、直ちに武力攻撃を中止し、外交交渉による解決に立ち戻ることを強く求める。世界中に無法な行為を繰り返すトランプ政権に言いなりでどこまでも従う日本でよいのか。既に国内でも、ガソリンをはじめ経済分野や国民生活に大きな影響が出ており、政府は直ちにトランプ政権に武力攻撃の中止を求めるべきである。

今年は戦後81年である。さきの大戦で、日本はアジア諸国に侵略戦争と植民地支配を行い、広島と長崎に原爆が投下され、日本人約310万人、アジアの人々約2,000万人の尊い命が犠牲になった。このおびただしい被害と侵略戦争への深い反省の上に立ち制定されたのが現憲法である。前文では恒久平和を掲げて、政府の行為により再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し、第9条に戦争放棄と戦力不保持を明記した。自衛隊発足からの72年間、自衛隊員が1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出さなかったのは、この憲法第9条があったからではないか。

知事は、2014年12月県議会定例会で我が党の長谷部淳元県議の質問に対し、「日本が戦後、今日に平和と繁栄を手にすることができたのは、国民のたゆまぬ努力はもちろん、3つの基本原則を掲げた憲法の制定が国民の精神的支柱になるとともに、平和を希求する国家として国際社会からの信任を得たことが大きかったためであると認識している」と答弁し、自身の憲法観を述べた。大変見識のある、重要な答弁である。

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という現憲法の3つの基本原則について、今後も当然守られるべきと思うが、知事の認識を聞く。

知事

日本国憲法に掲げられた国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原則が国民の精神的支柱となり、平和を希求する国家として国際社会から信任を得たこと、さらには豊かで住みよい社会の実現を願う国民のたゆまぬ努力により、我が国における今日の平和と繁栄が築かれてきたと認識している。

神山悦子委員

今週、高市首相は日米首脳会談を行うが、トランプ大統領に対しイランへの攻撃を直ちに中止するよう求めるべきである。また、ホルムズ海峡への艦船や自衛隊の派遣要請には、憲法第9条を掲げる国としてしっかり拒否すべきである。

次に、県民の暮らしと福祉型県政についてである。

高市政権は安保3文書と非核三原則を見直し、殺傷兵器を含む武器輸出の全面解禁や長射程ミサイルの配備、国民監視のスパイ防止法など、戦争する国家づくりを進めている。そして、これまで5兆円規模だった軍事費をGDP比2%の11兆円に引き上げ、さらにトランプ大統領にはGDP比3.5%を約束し、今度は5%まで要求されているが、5%は年間34.6兆円、国民1人当たり年間28万円の負担である。

しかし、政府が今やるべきことは、大軍拡ではなく物価高騰で苦しむ国民の暮らしを守ることであり、消費税の一律減税が最も効果的である。タックス・ザ・リッチと言うように、富める者に応分の課税をすれば財源は確保できる。

消費税率の一律5%への減税を国に求めるべきと思うが、県の見解を聞く。

総務部長

消費税率については、物価高などによる生活や地域経済への影響、社会保障の充実や財政健全化等を踏まえ、国において総合的に判断されるものと考えている。

神山悦子委員

物価高騰を上回る大幅な賃上げも喫緊の課題であり、賃上げする中小企業への直接支援こそ必要である。

本県の最低賃金が今年1月から1,033円に引き上げられ、県が初めて中小企業への賃上げ支援に踏み出したことは歓迎するが、予算や期間、支援対象者が限定的であり、予定人数の3万2,000人に達し次第、締め切るとしている。

中小企業賃上げ緊急一時支援事業の申込み状況について聞く。

商工労働部長

3月13日現在で想定人数の50%である。

神山悦子委員

受付開始から3週間で既に50%であり、全然足りないと思う。

予定人数に達した場合は打切りではなく、予算を拡充し新年度も実施すべきと思うが、どうか。

商工労働部長

本事業については、県内の中小企業等を対象に労働者3万2,000人分の支援を見込んでおり、また、急激な最低賃金の引上げによる影響を緩和し雇用の維持を図るため、今年度に限り、最低賃金近傍から賃金を引き上げた事業者を支援するものである。

神山悦子委員

このままでは打切りになりかねない。少なくとも今回で全ての申請者に対応できるよう、財源が不足する場合は補正予算も考え、本事業は実施すべきである。

新年度も継続すべきと思うが、再度聞く。

商工労働部長

本事業は緊急的な支援として実施しており、新年度は生産性向上に向けた設備の導入支援や価格転嫁をより一層推進するためのセミナーの開催、展示会出展への支援などにより中小企業の稼ぐ力の強化を図っていく。

神山悦子委員

中小企業をより支援すべきだと思う。意見として述べておく。

次に医療についてだが、政府は国民の命に直接関わる医療費を4兆円削減し、補助金を出してまで病床を11万床も削減する方針である。

医療費削減を目的としたさらなる病床削減の中止を国に求めるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

国が推進する病床数の適正化に関する取組については、人口減少や高齢化など社会情勢の変化を踏まえつつ、持続可能な医療提供体制の確保を図るものと認識している。

県としても、地域に必要な医療提供体制が引き続き確保できるよう、適切な制度の運用を国に求めている。

神山悦子委員

市販薬と同等の成分、効能を持つ処方薬、いわゆるＯＴＣ類似薬の患者負担の増額及び高額療養費の自己負担限度額の引上げについても、国に中止を求めるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

いわゆるＯＴＣ類似薬及び高額療養費の自己負担額の見直しについては、必要な医療への受診抑制を防ぐため、制度の設計や運用に当たり、慢性疾患患者や低所得者等へ十分に配慮するよう、全国知事会を通じて国に求めている。

神山悦子委員

この制度と併せて社会保険料の負担が軽減されるが、僅かペットボトル１本分程度の軽減であり、それと引換えに患者には耐え難く重い負担ではないか。低所得者だけでなく、全ての患者に大きな負担になる。再度答弁願う。

保健福祉部長

国によると、ＯＴＣ類似薬においては市販薬で対処する患者との公平性を確保するとともに、現役世代の保険料負担を抑え、医療保険制度の持続性を高めるために導入したいとのことである。なお、低所得者や慢性疾患患者のほか、がん患者や難病患者、対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える患者など、幅広く配慮していくことが示されている。

神山悦子委員

この方針には中止を求めてほしいため、全国知事会でも引き続きよろしく願う。

赤字経営が続く医療機関に対し診療報酬が改定されたが、僅か３％程度の引上げにとどまった。現場からは１０％以上の引上げが必要と要望されている。

物価高騰に見合った診療報酬の抜本的な引上げを国に求めるべと思うが、どうか。

保健福祉部長

県ではこれまで診療報酬の引上げについて全国知事会を通じ国に求めてきた中、令和８年度診療報酬改定において、近年にない大幅な改定が示された。引き続き、医療機関の経営状況を踏まえ、国の動向を注視していく。

神山悦子委員

本県でも医療スタッフや介護職員、福祉関係のケア労働者が不足しており、他産業よりも報酬が低い。

医療・介護従事者等のケア労働者の処遇改善に向けた大幅な報酬引上げを国に求めるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

これまで診療報酬、介護報酬の引上げや緊急的な財政支援などを通じて医療・介護従事者等の処遇改善を図るよう国に求めてきた中、介護報酬の臨時改定が今年6月に予定されるなど、一定の成果が得られた。

引き続き、全国知事会等を通して社会経済情勢を反映した適切な報酬水準となるよう求めていく。

神山悦子委員

次に、県内で既に17市町村が高齢者の補聴器購入費に対する補助を実施しており、新年度からいわき市、郡山市、平田村等でも実施予定である。

高齢者福祉の観点から、認知症予防にも有効な高齢者の補聴器購入を県が支援すべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

高齢者福祉としての補聴器購入の支援については、年齢を問わず身体障害者手帳所持者に対し、補装具としての補聴器購入費用の一部を支給している。

神山悦子委員

なぜ高齢者を避けるのか。20市町村以上で実施されることになるため、県として補助制度を検討すべきと述べておく。

次に、15年が経過した東京電力福島第一原発事故対応についてである。

初めに、避難者支援についてであるが、原発事故は我々県民の暮らしや人生を一変させた。それさえなければ、避難途中で亡くなる人もおらず、助けられたはずの命も少なくない。国や県は避難者数を約2万3,000人と発表しているが、避難者の実態を反映しているとは思えない。避難元市町村は4万2,000人と把握しており、乖離がある。区域外避難者数も十分に把握されていない。

県は、大熊町と双葉町の応急仮設住宅について、昨年4月1日時点で517世帯が入居していたにもかかわらず、今年3月末で供与を打ち切る方針である。

避難所を支援する立場を踏まえ、応急仮設住宅の供与打ち切りをやめるべきと思うが、どうか。

避難地域復興局長

応急仮設住宅の供与については、大熊町及び双葉町において住環境や生活環境が一定程度整う見通しであることなどを踏まえ、国や両町と協議し終了を決定した。

引き続き、避難者の事情を丁寧に聞き、関係機関、団体と連携しながら円滑な生活再建につながるよう、きめ細かな支援に取り組んでいく。

神山悦子委員

まだ両町の避難指示は解除されていない。県としてあまりにも冷たい仕打ちであり、供与打ち切りをやめるべきだと思う。意見だけ述べておく。

次に、早稲田大学や福島大学の災害心理学の研究者が、避難者の約3割以上がPTSD（心的外傷後ストレス障害）の疑いがあると指摘している。

避難者は個々に事情が異なり、避難者を誰一人取り残さないため、障がい児支援計画のように避難者一人一人の個別支援計画をつくり、長期にわたり支援を継続していくべきと思うが、どうか。

避難地域復興局長

避難者への支援については、復興支援員等による個別訪問や生活再建支援拠点における相談対応、ふくしま心のケアセンターによる心のケア等に取り組んでおり、引き続き関係自治体や支援機関等と連携しながら、避難者に寄り添った支援に取り組んでいく。

神山悦子委員

避難者の個別支援計画づくりは今からでも遅くないため、一人一人に向き合ったカルテの作成を求める。

次に、原発の再稼働中止についてである。

昨年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画で、国は本県の原発事故への反省もなく、原発の最大限活用に大転換した。しかし、中部電力は浜岡原発の基準地震動の評価を矮小化するため、調査委託会社にデータの改ざんを指示し、東京電力を含めたほかの電力会社も、同じ調査会社に委託していたことが判明した。地震列島日本で、最も肝心な地震データを意図的に改ざんしていたにもかかわらず、原子力規制委員会は見抜けなかった上、ほかの電力会社については調査を水平展開しないとしている。

新規制基準に基づく適合性審査における基準地震動の策定に係るデータについて、不正がないか全ての原発を対象に再調査を行うよう、原子力規制委員会に強く求め

るべきと思うが、どうか。

企画調整部長

基準地震動に関する再調査については、国の原子力政策に関わるものであり、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきと考える。

神山悦子委員

国の規制機関としてやるべきことをやっておらず、信頼に値しないと思う。強く求めるよう願う。

次に、本県の長期にわたる廃炉作業を安全かつ確実に集中して行うため、柏崎刈羽原発の再稼働を中止するよう国と東京電力に求めるべきと思うが、どうか。

企画調整部長

原発の再稼働は国の原子力政策に関わるものであり、国の責任において検討されるべきと考える。

県としては、引き続き本県の原発の安全かつ着実な廃炉を国及び東京電力に対し求めていく。

神山悦子委員

既に東京電力には原発を動かす資格などないことは、福島原発事故の対応や今回の柏崎刈羽原発の制御棒のトラブルなどを見ても明らかである。柏崎刈羽原発は本日運転が再開される予定だったが、再開されていない。福島原発事故の対応をしっかり行ってもらうために、本県に集中してもらうよう国及び東京電力に対して求めるべきである。再度答弁願う。

企画調整部長

原発の再稼働を含む原子力政策については、国の責任において検討されるべきものと考えている。

県としては引き続き、いまだ途上にある県内原発の全基廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めるよう国と東京電力に強く求めていく。

神山悦子委員

次に、(仮称)大滝山風力発電計画についてである。

J R 東日本エネルギー開発(株)は、郡山市熱海町と猪苗代町にまたがる大滝山の稜線に風力発電機35基、最大13万6,000kWのメガ風力発電を計画しているが、郡

山市熱海町は観光地であり、住民団体からも反対意見が出ている。また、県の環境影響評価書においても、飲み水や自然環境への影響を懸念する知事意見が出ていることから、緑の回廊がある（仮称）大滝山風力発電事業については、計画の中止を国に求めるべきと思うが、どうか。

生活環境部長

本事業については、環境影響評価法に基づく手続の中で、地元自治体等の意見を踏まえ、国や事業者に対し自然環境保全への十分な配慮等を求める意見を述べてきた。事業者においてはこのような意見を踏まえ、適切に対応してもらいたいと考えている。

神山悦子委員

福島市の馬場市長は昨年12月23日、先達山のメガソーラー問題で明らかになった教訓を踏まえた施策とするよう、国に提言・要望書を提出している。

大規模再エネ発電設備を規制する条例を制定すべきと思うが、どうか。

企画調整部長

再エネ発電事業については、関係法令等を遵守し地元の理解の下、安全や環境、景観に十分に配慮し実施されることが重要であり、地域と共生した再エネ導入を促進するため、国において法令を改正し制度的な対応が図られており、当該制度が適切に運用されることが重要と考える。

神山悦子委員

次に、原発事故からの復興の在り方の検証についてである。

政府は東日本大震災の復興のためとして、所得税に2.1%上乗せし復興特別所得税を徴収してきたが、来年1月から、防衛特別所得税を所得税額に1%上乗せして徴収するとしている。所得税への防衛目的の上乗せは戦後初めてである。

防衛費確保のための復興特別所得税の見直しの中止を国に求めるべきと思うが、どうか。

企画調整部長

復興特別所得税については、国の令和8年度税制改正大綱において、税率を引き下げる一方で課税期間を延長すること、また、税制改正後も東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保するとされている。今後とも、国に対し十分な財源の確保を求めていく。

神山悦子委員

今年４月から第３期復興・創生期間に入る。これまで県のイノベ関連事業に累計約6,000億円超の予算が投入されたが、半分以上が道路整備であった。また、創造的復興の名で惨事便乗型の大型公共事業や企業誘致を実施したり、工業団地を整備したりした。しかし、多額の補助金を受けながら倒産した企業は既に４社、補助額は106億円にも上り、さらに撤退した企業は４社もある。県民が願う真の復興につながっているのか、復興再生の在り方を検証すべきである。

復興財源として、国は第３期復興・創生期間の５年間で、第２期復興・創生分より5,000億円も多い1.6兆円程度を本県分として確保するとしているが、その内容について聞く。

企画調整部長

国からは、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、帰還、移住の促進、産業、なりわいの再生などの取組に必要な事業規模として1.6兆円程度を見込んだものと聞いている。

神山悦子委員

惨事便乗型の開発優先ではなく、避難者の医療・介護の減免継続、復興公営住宅の家賃負担の軽減、そして県内全体にも関わる医療、福祉、教育の充実や中小商工業、農業の再生など、人間の復興となりわいの再建にこそ復興予算を充てるべきだと思うが、どうか。

企画調整部長

1.6兆円というのは全体規模の話であるが、具体的な事業内容については、復興の進捗を見ながら毎年度の予算編成過程において、その都度調整、協議していくことになるので、しっかり予算が確保されるよう取り組んでいく。

神山悦子委員

さらに今後懸念されているのが、県内各地に整備された研究施設である。建設費や運営費、維持管理費は国費で賄われてきたが、第３期復興・創生期間以降は県民の大きな負担になりかねない。

環境創造センターの運営に必要な財源を今後も国に求めるべきと思うが、どうか。

生活環境部長

環境創造センターの運営に必要な財源の確保については、第３期復興・創生期間

において第２期を上回る復興財源が確保されており、これまで同様、国と毎年度協議の上、原子力災害からの環境回復、創造に向けた調査研究や情報発信など、施設の運営に必要な財源を確保していく。

神山悦子委員

同じく、ふくしま医療機器開発支援センターの運営に必要な財源を今後も国に求めるべきと思うが、どうか。

商工労働部長

ふくしま医療機器開発支援センターについては、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する拠点施設として、国の支援を受けながら運営を行ってきたところであり、今後も引き続き、国に対し財政的支援を要望していく。

神山悦子委員

両施設とも基金が減少していると思うので、引き続き国に求めてほしい。

次に、教育の充実と保護者負担の軽減についてである。

学校給食費無償化について、国は今年４月からようやく小学校給食費の負担軽減を実施するとしたが、実は都道府県がその２分の１を負担する。来年度分は交付税措置があるが、それ以降は不明である。国は、食材費の基準額を自動１人当たり月額５,２００円としているが、本県の平均月額５,５７７円であり、給食の質を落としてはならない。

公立小学校の給食費について、地方自治体や保護者に負担を求めることなく、全額国の負担で無償化を実施するよう国に求めるべきと思うが、どうか。

教育長

公立小学校の給食費については、給食の質を確保するとともに、地産地消や食育などの取組を実施している市町村の実情や、物価上昇の状況等を十分に踏まえ、国が行う給食費支援の基準額を市町村が求める水準とするよう、全国知事会を通じて国に要望している。引き続き関係団体と連携しながら、適切な基準額の設定を国に求めていく。

神山悦子委員

国が公立中学校の給食費を無償化するまでの間、県が無償化すべきと思うが、どうか。

教育長

公立中学校における給食費の支援については、今年4月から始まる公立小学校の給食費の負担軽減に向けた事業の進め方や課題等について整理した上で、国において検討することとされている。引き続き、制度設計を含め、公立中学校における給食費の負担軽減について、早期実現に向けた検討を進めるよう国に求めている。

神山悦子委員

既に7割以上の市町村が中学校の負担軽減まで行っていることから、国に求めるだけではなく、県が実施してもよいのではないかと。再度答弁願う。

教育長

公立中学校の給食費については、今年4月から始まる公立小学校給食費の負担軽減に向けた事業の進め方や課題等を整理した上で、国において検討するとされていることから、県としては、公立中学校給食費の負担軽減について、早期の実現に向けた検討を進めるよう国に求めている。

神山悦子委員

次に、学校体育館のエアコン設置についてである。

新年度からようやく県立高等学校体育館へのエアコン設置を教育長が表明したことは歓迎するが、猛暑や災害が頻発している今、7年もかけての設置では遅過ぎる。

災害対策の一環として、県立高等学校体育館へのエアコン設置について、交付金の対象とするよう国に求めるとともに、避難所となる体育館への設置を一斉に進めるべきと思うが、どうか。

教育長

県立高等学校体育館へのエアコン設置については、全国公立学校施設整備期成会等を通じ、国に対し財政支援措置を講じるよう求めている。また、避難所となる体育館については、新年度から緊急防災・減災事業債を活用し、エアコン設置に着手する。

神山悦子委員

先ほども述べたが、一斉に設置を進めるべきである、知事にも検討を求めたい。

次に、本県の教員不足対策についてである。

既に報道されているように、全国と比べても本県の教員不足は深刻である。茨城県は正規教員の不足分を臨時教員で対応していたが、新年度からは予算を計上し、段階的に解消するとした。

公立小中学校における教員の未配置を解消するため、目標を定め、講師等経験者を正規教員として採用すべきと思うが、どうか。

教育長

講師等の経験がある教員の正規採用については、講師経験が一定期間ある場合に教員採用試験の一部を免除する特別選考をこれまでも実施してきており、新年度からは、さらに受験資格を拡大する。今後とも、豊富な経験を持ち、即戦力となる教員の確保に努めていく。

神山悦子委員

茨城県の取組は評価できるが、このままでは茨城県に教員が流れかねない。本県としては特に中学校教員の不足数が多いと思うが、どうか。

教育長

教員不足の解消に向け様々な取組を実施しているが、正規採用については、退職者数や欠員の状況等を踏まえ、計画的な採用に努めている。講師経験が一定期間ある場合に、教員採用試験の一部を免除する特別選考を今後も実施するなど、引き続き即戦力となる教員の確保に努めていく。

神山悦子委員

提案であるが、県の奨学金返還支援事業は対象が拡大されたものの、公務員は対象外であることから、教員を対象とする奨学金返還支援事業を創設すべきと思うが、どうか。

教育長

今年度から国において、教職大学院及び大学院修了後に教員として採用された人を対象に奨学金返還を免除する事業が実施されている。県教育委員会としては、引き続き国や他県の動向を注視していく。

神山悦子委員

小中学校の教員不足は、教員の働き方改革とも併せて考えなければならない。そのためには正規教員が必要であり、本県の教育の充実が復興にもつながる。人材を確保するのであれば、教員の身分を保障し、余裕を持った人員配置にすべきであり、教員を対象とする奨学金返還支援制度の創設など様々な取組を提案している。再度答弁願う。

教育長

県教育委員会としては教員の確保に向け、県立高校における教育コースの導入や教員採用試験を受験しやすい環境づくり、教員の働き方改革などを行っており、こうした施策をしっかりと進めていきたい。

神山悦子委員

最後に、国の食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の改正についてである。

令和の米騒動や今回のアメリカによるイランへの攻撃を見ても、食料とエネルギーの自給率を引き上げることは喫緊の課題である。主食の米に国が責任を持ち、農家への所得補償と価格保障が必要であるが、高市政権は増産ではなく、需要に応じた生産を農家に求めるとして食糧法の改正を進めようとしている。

米の安定供給に係る国の責任放棄につながる食糧法の改正を中止するよう国に求めるべきと思うが、どうか。

農林水産部長

国が示した見直しの方向の中で、米の生産調整の規定を削除し、需要に応じた米の生産促進を位置づけるとされたところであり、県として今後の検討状況を注視していく。

神山悦子委員

需要に応じた米作りとあるが、そんなに簡単に換えられるのか。令和6年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで38%である。高齢化や後継者不足などにより、あと5年程度で農家は激減すると専門家も指摘している。

食糧法の改正は中止すべきであり、政府が主食の米に責任を持つべきと思うが、再度答弁願う。

農林水産部長

先ほど述べたとおり、食糧法見直しの方向については、米の生産調整の規定を削除し、需要に応じた米の生産の促進を位置づけるとともに、米の流通実態の把握や備蓄の見直し等が示されており、引き続き今後の検討状況を注視していく。

神山悦子委員

注視するだけでは本県の農業はもたないと思うため、改正の中止を求め、本県の基幹産業である農業を守ってほしい。

以上で質問を終わる。

佐藤郁雄委員長

これをもって、神山悦子委員の質問を終わる。

以上で、本定例会の総括審査会を終結する。

これをもって閉会する。

(午後 2時31分 閉会)